

〔研究論文〕

## 明清時代の鄂東移民宗族における 風水信仰と社会構造

魏 巍

### はじめに

元末明初、鄂東地域<sup>\*1</sup>は広大で人口が少なく、土地・湖・山林などの生産資源が豊富で多様であった。そのため、大量の移民が流入した後、移民たちは子孫の長期的な発展を考慮し、意図的に居住地の選定と土地資源の囲い込みを行った。特に移民の主流を占めた江西系の移民宗族は、住宅の建設基盤の整備と土地資源の囲い込みにおいて独自の視点で、後の宗族発展のための良好な物質的基盤を確立した。移民の開発過程と風水信仰との関係については、すでに学界において多くの専門的研究が蓄積されている。陳進国・魏郁欣氏は、歴史人類学の視点から、風水観念が福建移民の在地化の過程において宗族秩序の統合を実現し、凝集力を強化するための文化的象徴となっていることを指摘している。<sup>\*2</sup> また、熊遠報・上田信氏らも、徽州地域における風水の環境の整備において、山林や水利といった経済資源をめぐる異なる社会集団の間に激しい競争が存在することに注目している。<sup>\*3</sup> さらに山田賢氏は、四川の移民社会が統合されていく過程において深刻な貧富の格差が存在していたことを明らかにし、経済的蓄積に恵まれた宗族が、姻戚関係の構築や祠堂と会館の設立を通じて、宗族の凝集力および地域的アイデンティティを次第に強化していったことを指摘している。<sup>\*4</sup> 以上のことから、郷土社会における士紳階層は民間の風水信仰を宗族に統合し、地域的利益の最大化を追求するための一種の言説的手段として活用してきたことは明らかであると言える。

風水という象徴的資本をめぐる競争は、現実の社会生活における人口に対する土地資源の制約が強化されていくことと密接な関連を有している。従って、鄂東地域の移民宗族の系譜に記され

---

\*1 本稿において研究の対象とする鄂東地域とは、湖北省東部に広がる地域を指す。概ね麻城・黄冈・鄂州などを含むものである。

\*2 陳進国『信仰、儀式与郷土社会—風水的歴史人類学探索』北京：中国社会科学出版社、2005年11月。魏郁欣「明代福建の宗族と風水林—万木林説話をめぐって」『史学』（三田史学会）87巻1・2号、2017年7月。

\*3 熊遠報『清代徽州地域社会史研究』東京：汲古書院、2003年2月。上田信「山林および宗族と郷約」（上田信・木村靖二編『人と人の地域史』東京：山川出版社、1997年12月、第88～128頁所収）。

\*4 山田賢『移住民の秩序』名古屋：名古屋大学出版会、1995年1月。

る陽宅（住居）や陰地（墓地）などの風水資源をめぐる選択に関する記述は、単なる祖先崇拝や主観的なこじつけと単純化してはならない。その地域の選定、伝記や墓地に関する契約の背後には、移民宗族が在地化する過程において山林・湖沢資源を合理的に占有し、または開発し、利用した実態が反映されていることを理解すべきである。よって本稿では、鄂東移民宗族による山林・湖沢資源の占有および開発を主眼とし、当地域における社会秩序の形成の特徴を考察する。

風水習俗は鄂東移民宗族における住居の定住と墓地の選定において重要な象徴的意義を有しており、多くの族譜の序文で「始祖が風水の卜占に長けていた」と記され、一族の人口増加や財産の豊かさが祖先の遺徳による加護にあると認識されている。鄂東移民宗族の風水信仰と墓地選択への熱心さは、移民宗族の統合・発展・変容の過程と密接なかわりがある。<sup>\*5</sup> 筆者は、宗族の風水に関する実践活動が初期の自然資源の囲い込みおよび競争に加えて、ある程度は子孫による祖先の移住定着の合理化を説明するものとして機能し、同時に自らの歴史を文化的に構築する営みでもあったと考えている。住居村落の風水調和や合葬墓地の配置は、祖先への祭祀崇拝と強く結びついただけでなく、宗族内部の結束力を強化し、地域社会における威信を高める効果を発揮したため、風水の配置は地域社会の文化的秩序の統合を図る重要な一環とも位置付けられる。

## 一、奉先利後の葬論における風水信仰の実践

鄂東移民宗族の風水習俗は、前述した資源機能の外に、祖先の魂を安らかに祀り、祖霊を慰めて宗族を統合するという祭祀文化の象徴としての役割を果たしている。渡邊欣雄氏は、墓地の風水習俗には「機械論」と「人格論」という二つの全く異なる解釈が存在すると指摘している。「機械論」の風水観とは、理想的な風水を有する祖先墓地は子孫に福をもたらすが、それは埋葬された祖先の意志や感情とは無関係であるとする考え方。「人格論」の風水観とは、風水の良し悪しは、主に埋葬された祖先が墓地の環境や子孫による葬祭と崇拝に満足しているかどうかによって決まり、それに基づいて祖先が福または罰を与えるとする考え方である。<sup>\*6</sup> 鄂東地域の宗族における墓地や祠堂の風水信仰は、むしろ後者の「人格論」に近いと考えられる。つまり、すでに逝去した祖先と現世の子孫の間には血脈的なつながりが存在し、先祖を祀ることは子孫の繁栄につながるという一体性を有しているのである。黄冈県の『夏氏宗譜』巻首「凡例」には次のように記載されている。

風水之説、起而貪圖富貴之心生。推是心也、不幾以父母之骸骨為子孫富貴之囿乎。須知家筵之長進、後起之隆昌、正所以苟靈骨之安然、可告無罪於先人也。近有力謀風水求全太過、致犯停棺不葬之律者有之。然其心可問也、乃有力營華屋貽厥子孫、而父母棺骸任其暴露郊原、略不動心一顧、迨至棺飾骨綻、怕兒後日效、尤任他蟲蟻蛇蠍之鄉、泉窟泥濘之所、淡淡寂寂、

---

\*5 本稿では、祖先崇拝と経済変動という二つの視角から、鄂東地域における移民宗族の風水信仰と社会構造について考察する。

\*6 渡邊欣雄：『風水思想と東アジア』京都：人文書院、1990年7月、第171頁。

掘窖其中、自謂孝心如此盡矣。豈知山水有靈、發禍最速、行事顛倒、立見消索、困厄乏嗣相隨而至、豈非厚兒女、薄父母之心滋之耶。<sup>\*7</sup>

これは、当地の宗族が持つ素朴な風水信仰観を反映している。つまり、祖先の遺骨を適切に安置し、礼儀に則った祭祀を行うことが祖先を敬い、孝行を尽くす重要な表現であり、これによって族内の子弟の成長を順調に祈願し、加護することによって宗族の繁栄を実現できると考えられている。しかしながら、祖先の祭祀を怠ると、困窮や後継者不足などの災いを招くとされる。したがって、祖先の墓地の選定と造営は適切に行わなければならない、同時に祖先の棺や遺骨が適切に保存されることも、一族の子孫繁栄と家運隆盛の現れとみなされるのである。さらに、多くの家譜では巻頭の譜序において、伝統的な「敬祖睦宗」（祖先を敬い宗族を和ませる）という道徳的継承と人倫秩序の維持こそが、宗族全体の発展に対して、風水による宅地と墓地の選定よりもむしろ重要な影響を及ぼすとする反省的な認識が示されている。

黄岡県の敦睦堂『許氏宗譜』の家訓には次のように記されている。

世乃溺於風水可致富貴、每有侵祖墳、犯昭穆、甚至暴露親膚不顧者、殊不想得地發福皆可遇而不可謀也。書有之、非前人著眼之未工、必造化留心於福善、苟徒慕富貴而不加修為、是以智術財力而奪造化之權、豈理也哉。<sup>\*8</sup>

ここに記されている許氏家訓は、民間宗族もまた「良い風水を有する墓地は求めようとしてもたやすく得られるものではない」という認識を持っていたことを示している。仮に良い墓地を得られたとしても、それは祖先の日頃の善行が天地の造化に認められた結果に過ぎない。したがって、一族の子孫に対し、風水が富貴をもたらすと妄信して良い風水の墓地を探すまでは葬儀を遅らせ祖先の遺体を粗末に扱うことのないよう戒めている。<sup>\*9</sup> 宗族の長期的な発展にとって真に必要なものは、一族代々の徳行と修養の積み重ねによる伝承なのである。

黄岡県の『夏氏宗譜』祖塋祀には次のように記されている。

擇地以葬、本于郭璞、後分為二宗。一曰宗廟之法、專主星卦。一曰江西之法、專主形勢。葬者當參異而會同焉。為人子孫、儉其親而輒曰不泥風水者、非也。然或拘於是、而累年不荀窆窆、其失與儉其親等。語曰陰地不如心地、斯定評也。<sup>\*10</sup>

鄂東地域に定住した宗族は、確かに墓葬の風水形勢を重視し、良い墓地を選んで祖先を埋葬することを主張していたが、一概に盲信していたわけではない。多くの族譜や家訓には、特に風水の形勢を重要視しているが、道徳や操行は墓地の選択よりもさらに重要であるという観念が明確

---

\*7 黄岡県『夏氏宗譜』巻之首部上「凡例」、同治元年続修。なお、本稿の引用は全て華中師範大学『荆楚全書』編纂センター所蔵の宗譜文献に拠る。

\*8 黄岡県敦睦堂『許氏宗譜』巻首「家訓條目」、民国乙卯年続修。

\*9 墓地の風水が富貴をもたらすという説を妄信し、吉地を求めて風水を選び続けるあまり、先祖の遺体の埋葬を長く遅らせ、父母の棺を野外にさらしたままにしておく者がいる。棺が傷んで骨が露わになってから、あわてて穴を掘って葬り、そこが虫や蛇蝎の出没する場所であろうと、水が溜まる泥濘の地であろうと、まるで気にかけない。これは父母を軽んじ、孝義を失った行いにほかならない。

\*10 黄岡県『夏氏宗譜』巻之首部下「墓圖」、同治元年続修。

に強調されている。渡邊欣雄氏が指摘するように、陽祖と陰祖は全ての子孫と分家を統合する存在であり、宗族の集団的統合の象徴であると同時に、祖先祭祀崇拜の対象でもある。<sup>\*11</sup>したがって、祖先の陰宅としての墓地は祠堂と同様に、宗族における祖先祭祀の重要な象徴として位置づけられる。

当然ながら、陰宅風水は形而上的な陰陽気運の説ばかりでなく、形而下的な客観的地理条件の選択も含まれている。例えば、一部の宗譜には、祖廟や墓地の選択が不適切であったため風水が損なわれ、祖先の墓が浸水や蟻害を受け、やむなく移転ないし改葬に至った事例が記載されている。ここでは特に二つの事例を挙げる。

祖廟一向三重、坐落縣城之東南七里許趙家官塘西岸崗辛山乙向、建自大明天啓五年（1625）乙丑歲、至国朝初廢祀二十餘年。自克卿公捐田後、族人漸集、歲一舉祀。後因風水失宜、蟻食祠宇、遂年補葺、間且重修。至乾隆四十九年（1784）、其蟻方止。屋雖無華、費則甚多……<sup>\*12</sup>

#### 明弼公烏砂灣山退契

立退約人胡道純兄弟等、情因木麻樹莊明弼公支下祖遺墳山一業、土名大禾場金盆形、於同治戊辰年（1868）伊分義讓與純兄弟、葬純父、叔墳二塚。後將該山餘山一墩、地一塊契賣與純兄弟、有兩約據。時因失和、以致構訟、當憑鄰戶調釋、息銷在案。詎純父、叔葬所有水蟻為害不安、純已遷葬他山、該山已成廢地、故純山價未楚。值此闔族續修宗譜刊盤在即、純恐負累伊分、遂憑局長及兩分親戶一幹願將義讓、大賣兩契退出、此山業還原主、以窖石為界、不得異言。致純有未楚之價、明弼公嗣孫等、亦不得再行取討、自此二比、永敦和好、恐口無憑、立此退約為據。

光緒七年（1881）五月二十日公秉渭川代筆<sup>\*13</sup>

黃岡夏氏の祖廟は、明の天啓五年（1625）に創建された後、戦乱などの影響で二十年以上荒廃していた。しかし、族内の克卿公が田地を寄進して族産を拡充したことにより、夏氏一族の人々は徐々に結集し、毎年一回の祖先祭祀を行うようになった。その後、祖廟の立地が風水的に不適切であったため、祠堂は毎年蟻害に遭い、補修を重ね、時には改築さえ必要となる状態が続いた。こうした状況は五十年以上も続き、乾隆四十九年（1784）になってようやく蟻害が完全に解決されたものの、度重なる修繕と改築により莫大な費用が費やされたという。

また、鄂州の敦睦堂胡氏一族の胡道純兄弟は、同治戊辰年（1868）に一族の伊分から木麻樹莊の明弼公支系に伝わる墳山二か所を譲り受け、道純の父と叔父を埋葬した。その後、道純はさらにこの山の余地を購入し、双方で契約書二通を作成した。しかし、埋葬地が水害と蟻害に遭ったため、道純はやむをえず父と叔父を別の場所に改葬させ、この山は墓地として不適切となり廢地となった。光緒七年（1881）に胡氏が宗譜の改訂を行った際、道純は自発的に以前の土地の譲渡

\*11 渡邊欣雄『漢民族の宗教—社会人類学的研究』東京：第一書房、1991年5月、148頁。

\*12 麻城県『劉氏宗譜』卷之一「祖廟」、光緒四年続修。

\*13 鄂州県敦睦堂『胡氏宗譜』卷一「明弼公烏砂灣山退契」、宣統乙酉続修。

及び売買契約を解除し、山地を原所有者に返還することを提案した。境界を石標で明確にし、以降永遠に親交を結ぶことを図るのを確認したのである。

明清時代の鄂東地域において宗族が編纂した家譜には、墳墓図（墳塋図）・墓誌銘・祭文・墳山契約・墓地禁約などが収録されるのが通例であった。これは、宗族が一般的に墳山と屋敷の境界は風水とつながるものであり、境界が不明確であれば紛争が多発すると認識していたためである。こうしたものを実態に即して家譜に記載することで、「内には宗族内の紛争を防ぎ、外には近隣との摩擦を避ける」という目的が達成されると考えられていたのである。黄岡県の『夏氏宗譜・家訓篇』には、「墓塋自六世以上、或在異姓業山中及本族業山中者、各繪圖像、注明四界、加意培植、永畜風水、兩无侵越、以杜後累。遷居外州、外縣已經入籍者所葬墳墓不注州縣、但填地名、山向、至有營工遠處、客死他鄉無力歸葬、寄葬人山者、注其地名、俾後人祭掃有據。即无後者亦不失其葬所焉。」<sup>\*14</sup>とあり、先祖の墓所については、第六世代以前の祖先であれば、他姓の所有する山地に葬られている場合でも、本族の所有する山地に葬られている場合でも、すべて墓の区画図を作成し、四方の境界を明記し、入念に整備し保護して、風水の良い場所を永く保ち、双方が互いに侵害することのないようにして、後世の争いを防ぐべきであるとされる。また、他州・他県に移住し、すでに他の地に入籍している者の墓所については、族譜には州県名を記さず、所在地の地名と山向きだけを記せばよいと述べる。さらに、生業のため遠方に赴き、他郷で客死して故郷に帰葬する術がなく、他人の山地に仮葬された場合でも、その地名を記載し、後人が祭掃の拠り所とできるようにする。たとえ子孫がいない場合でも、その葬所が失われることのないようにするためである。

## 二、鄂東地方における宗族の私有墳山の形成経路

鄂東地域における宗族の私有墳山の形成に際しては、移民初期の無主山林を長期的な開拓過程で自然に占有したケースに加え、購入・交換・寄贈が当地の宗族が風水陰地を獲得する主要な手段であった。特に、本族や他族からの契約による購入が墳山拡張の主要な方法であり、族内での風水陰地の転売は主に親族間の情誼（戚誼）によって行われるのに対し、他族が風水墓地を売却する場合は、多くが他地域への移住や家計の困窮によるものであった。交換契約や寄贈契約の場合には、売買契約に比べてその背景がより複雑であり、個別の分析が必要となる。そこで以下では、家譜に収録される風水陰地の交換・寄贈契約の数例を取り上げる。

立換約人呂氏經管春彩、朋展同戸衆等、因做祠宇、左邊上角基址實屬春林私業。今將舊祠基坪一塊……憑中換與春林名下過業為業。春林將下邊照老契據柏樹園外基坪一塊……憑中換與呂氏公祖名下過業自便。比議得祖上找春林錢二千四百文正、春林入手領足。自換之後、彼此各取其便、永登孝友、兩無異説、恐口無憑、立此換約為據。

---

\*14 黄岡県『夏氏宗譜』巻首部上「家訓」、同治元年続修。

咸豐十一年（1861）二月廿二日 何仙舫 筆立<sup>\*15</sup>

立交換約人蕭義豐今因各圖方便、情願將劉家灣鋪屋後山崗一段……界内雜色樹本在内、憑中換與劉海濱公祖名下以作來龍風水、比換出宋家灣屋基一塊……樹木在内、出路仍照舊規議定、劉姓找錢五十串、比日親手領訖、自交換之後、兩無翻覆、口說不憑、立此換約為證。

民國九年（1920）十月二十五日<sup>\*16</sup>

契約の交換は、主に契約を結ぶ双方の一族内での祠堂建設や墳墓埋葬などの便宜を図るために設けられた。前述の鄂州文献堂呂氏一族は、一族共同の祠堂を建設する過程で、祠堂左角の敷地が実は一族の呂春林の私有地であることが判明したため、彼と協議の上で土地の交換契約を締結した。契約では、呂氏の公祖（共同祖先）が旧祠堂の一つの土地を仲介者を通じて春林の名義に過業（所有権移転）として交換し、さらに地価差額の補填として春林に錢2,400文を支払うことが規定された。これにより、双方の都合が両立されることとなった。

呂氏の契約交換が同族間のものであったのに対し、蕭氏と劉氏の両族の場合は異姓の他族間での契約交換であった。契約者蕭義豐は相互の利便性を図るため、劉家湾の鋪屋（商店付き住宅）背後の山崗にある一つの土地を、劉海濱公祖名義の宋家湾屋敷地一区画と交換することに同意した。劉氏はこの土地を取得した後、本族の風水の土地の整備に充てることにし、さらに蕭氏に対して地価差額の補填として錢50串<sup>\*17</sup>を支払った。双方は一旦交換が済めば、いかなる変更もしないと誓約した。

立送約人童春典、金題、開泰、傳應四房人等情願將對面沙灣陰地一穴送與至戚呂春瑞安葬胞兄春明……恐口無憑、立此送約永遠為據。

同治元年（1862）九月二十四日<sup>\*18</sup>

立送約人呂春元今因年邁無嗣、有團林塋墳山一所、恐日後遺失、無人照管、情願請憑族戚將此山送與房叔開萬子孫、以作照管墳墓之資、永遠為據。

道光十九年（1839）十二月初四日<sup>\*19</sup>

立保墓謝送約人呂春信同房眾等有雞鳴尖、昔名呂家灣屋後墳山一面、因人丁遠遷、祭掃時隔。今修譜採輯、登山省墓、見禁内諸樹已被侵伐、又墳頭騎奪竊葬兩棺、查知實屬彭姓、殊深痛恨。遂而與彭人有說、但居住寫遠、以後需人照管、情願將此墳山至托戚鄰張偉烈、禁畜培植、及每日每逢新正、俗尚燭亮、張人念屬戚誼、應允無異。呂人愧無別貺、房眾公議此山禁内願送陰地一棺、聽張人遷葬自便、日後張人永不得因送而添葬、呂戶等亦不得藉而有說、恐口無憑、立此合同、保墓謝送、約各執一紙為據。

同治十年（1871）十二月十八日<sup>\*20</sup>

\*15 鄂州県文献堂『呂氏宗譜』卷首、民国三十六年統修。

\*16 麻城県青藜堂『劉氏宗譜』卷首一「東山交換約」、1993年統修。

\*17 一串は、一千文に相当する。

\*18 鄂州県文献堂『呂氏宗譜』卷首、民国三十六年統修。

\*19 鄂州県文献堂『呂氏宗譜』卷首、民国三十六年統修。

\*20 鄂州県文献堂『呂氏宗譜』卷首「雞鳴尖東表公保墓約」、民国三十六年統修。

聖門外望城崗下黄家彎屋後隙地一所、原系黄姓、黄姓遷居商邑新店、昔與劉宗奎  
弟兄相契、因將此地義送、書立合同、聽宗奎等紹業、任憑遷葬、決不食言。<sup>\*21</sup>

以上の四つの土地寄進の契約は、いずれも宗族内外の親戚関係、あるいは後継者不在による共同管理組織や親族への身後処理の委託が契機となっている。童春典・童金題・童開泰・童伝応の四房は呂春瑞と最も近い親族関係にあることから、沙湾の墓地一つの土地を彼に送り、実兄呂春明の埋葬を許可した。同時に『呂氏宗譜』においては、契約を交わし、呂姓が墓地を理由に山地を占拠したり追加埋葬を行ったりしないことを主張した。一方、呂春元は高齢で後継者がおらず、自身が所有する団林傍の墳山が管理の不備で荒廃することを懸念し、一族の裁定によりこの山を叔父開万の子孫に管理と運営を委ねることに同意した。契約では移葬の自由を認めつつも、墓地を侵奪しないことが条件付けられている。さらに呂氏同族の呂春信らは呂家湾屋裏の墳山を共有していたが、一族が遠方に移住したため祭祀が途絶え、彭姓に不法占拠されたうえ風水樹木まで伐採されるに至った。彭姓との紛争を経て、遠く住んでいた春信らは親戚の隣人張偉烈に墳山の管理を委託し、謝礼として張姓に一つの土地を贈与した。最後に麻城黄氏は元来黄家彎屋後の空地を所有していたが、一族が他郷へ移住した際、旧縁の劉宗奎兄弟にこの地を寄進し、彼らの自由な移葬を許可している。

風水墓地は宗族内の特殊な土地財産の資源として、より豊かな文化的な象徴意義が付与される傾向がある。鄂東地域の宗族が持つ風水信仰観念は、生者と死者の血縁関係の継続性を体現しており、現世の子孫たちは祖先の遺骨を適切に安置し、埋葬された祖先が子孫たちへの祭祀に満足するかどうか、祖霊の加護を円滑に得る鍵であると考えていた。例えば当地の多くの宗譜には「功名は全て読書によって得られるが、とりわけ祖先の庇蔭に依る」との記述が掲載されており、子孫の科挙での成功を個人の努力と祖先の遺徳と加護の両面から関連付けているようになる。さらに多くの宗族では、祖先の墓地を共同で守護することを特に家訓に明文化しており、例えば鄂州受易堂『丁氏宗譜』では、先祖の墓地を守ることが人倫孝悌の根本であると説き、次のように記されている。

祖宗者、人生之本源、父母者、人身所從出。推愛親之心以敬祖、矩矱常新。本尊祖之念以事親、劬勞罔極。毋破禁以安塋、毋廢時而缺祭、邱木宜封植、毋竊斫以蹈伐祖之愆。壟墓宜保全、毋妄踐以幹□祖之咎。栽培謹則形魄得所歸依、孝享隆則靈□□其妥侑、皆孝之致力於祖宗者也。毋私妻戀子以失親歡、一寢一膳毋疏奉養之儀、附身附觀毋忽慎終之節。<sup>\*22</sup>

こうした経緯から、風水の吉地を形成する墳山は宗族の共有財産かつ文化的象徴となり、いささかの侵害も許されない存在となった。さらに民間社会では、祖先の埋葬地の風水選択の良し悪しが、一族の子孫の将来の発展と繁栄に深く関わるとの認識が広く共有されていた。

---

\*21 麻城県『劉氏宗譜』巻首「契約」、光緒四年続修。

\*22 鄂州県受易堂『丁氏宗譜』巻首二「家規」、民国庚申年続修。

### 三、鄂東夏氏宗族の風水葬地経営の事例研究

風水の吉地が限られているため、当地では良い風水を有する土地を狙って、多くの人々はそこで祖先を埋葬する意欲が高く、これに対し宗族は内部で各房（分家）の間の墓地争いを厳しく禁じるとともに、外部に対しては祖先の風水を守るために団結を求めた。外族による密葬や墓地侵奪を共同で阻止する過程で、宗族内部の結束力も強化されていったのである。麻城『夏氏宗譜』巻頭に掲げられた一族の誓約には次のような条文が見られる。

吉地難得、尤忌殘傷。我祖廷煥公、胡氏、思理公、李氏暴露多春、乃復再三地葬、未獲佳城。幸遇名師指引霍山青臺關黃龍出洞形、葬廷煥公及胡氏二大人、又指羅田縣文家山牝鹿啣梅地葬思理公及李氏二大人。是二處頗費經營、時日無不葉吉、各只一穴、不得再附。倘有妄生覬覦者、一房盜葬、衆房即同掘起、且入祠以不孝治罪、不得經公以滋訟損財也。如或有循庇者、亦同以不孝論、至若霍山所有山場、魚塘、茶竹、菜園、屋宇、並水田五石俱提作祀產稞、或存作公事、或當祭者輪流照管收租。可因時酌議、不可缺祭、倘後世不肖之子每因公田而漁獵滋事、甚至興訟、無己爰為之誓曰、「橫暴者不昌、私肥者滅亡、從今垂此誓、神祖鑒在旁。後昆宜凜凜、毋自喪天良、秉公持正者萬世永留芳。」其相、其章、其新、其衡四房後裔同議敬刊<sup>\*23</sup>

麻城夏氏は其相・其章・其新・其衡の四房（分家）から成る宗族で、葬送に関する風水説を篤く信奉していた。夏氏一族は祖先である廷煥公と配偶胡氏、思理公と配偶李氏の埋葬地について何度も改葬を重ね、最終的に風水師の指導のもと、霍山青台関と羅田県文家山の「牝鹿啣梅地」にそれぞれ分葬するという大規模な営みを行った。全族の協議を経て、これらの吉地はそれぞれ一つの土地のみと定め、族人の追加埋葬を厳禁し、各房が互いに監視することとした。違反者が現れた場合は共同で墓地を掘り起こし、祠堂において不孝の罪として処罰する旨を明文化している。

さらに宗族の墳山混同・消失・他姓侵奪を防ぐため、麻城夏氏は各房が保有する墳山の契約書と風水図を全て宗譜に収録した。明清時代における夏氏一族の風水墓地の由来について、筆者がこれら契約内容を整理したものが表1である。

---

\*23 麻城県『夏氏宗譜』巻之首「墓圖」、同治元年続修。

表1 麻城牌樓河夏氏陰地契約一覧表

番号	買主	売主	物件	理由	金額	時期	形式
1	夏啓烈	李士昇	得分 <sup>*24</sup> から梅子樹の田二斗、あわせて三丘を載り取る	負債があり、資金を集められなかった	四十二串文	咸豊八年十二月十日	購入
2	夏粹然	盛西來	湯泉池の背後の山地、陰穴一塊	出捐	果子銭 <sup>*25</sup> 両串文	道光五年十二月五日	低額にて譲渡する
3	夏仁和	甘家訓	白虎山の樹木・林榔・寸草・寸木および乾田五丘半	負債	一百二十串文。その他に雑費銭八串文あり。	咸豊九年五月十二日	購入
4	夏為良	沈永弼、沈永懷、沈良棟、沈金臺、沈三臺、沈永臺等	鉄炉湾の左側・墳林の下に位置する陰地		五串文	道光三年十一月九日	購入
5	夏氏	蕭氏	羅田県の蕭家湾（川沿いの村）に住んでいる夏氏の家屋の後ろにある虎形乙山	失業して凋落			購入
6	夏戊烜、夏登鼈、夏登甲	詹広順兄弟	北に坐し、南向きの杉湾にある集落の陰地		十五串文	咸豊二年二月十八日	購入
7	夏登甲	夏義源、甥の夏芝林等	祖先から遺された得分で、凍青樹八斗畝の豹腦岩下にある学屋の右隣の陰地に及ぶ		一百串文	咸豊十年十二月二十二日	購入
8	夏如湖	祖父を同じくする傅之金、傅之環、傅之義ら従兄弟	潺頭尖、蛇形の左側の二穴。央戸族の人、民家に売り、夏如湖の名義で業とする	軍費が払えず、資金を集められなかった	三串二百文	嘉慶二年十二月十六日	購入
9	夏金鵬	詹広順兄弟	詹家湾の向こう側の山、陰地	別品を購入することで費用を支払う	三十四串文	道光二十四年十一月二十八日	購入
10	夏啓順と夏啓祥二名の長老	(僧) 徐才	双龍庵の右側、石龍の上窟にある陰地		十串文	咸豊丙辰年十月十六日	購入

\*24 得分：祖先の財産の取り分。

\*25 果子銭：お菓子の様な小額のもの。

明清時代の鄂東移民宗族における風水信仰と社会構造（魏巍）

11	夏明元	羅富長老	榨研沖の北首山の一面、上・下・左・右の四圍十二歩の地			道光二十八年十一月四日	低額にて譲渡する
12	夏中興	龔興隆	仙女岩の龔人の先祖の墓の周圍の地		土地代が銀六十四両、その他に肉・酒の代金銀五両	萬曆三十七年十月十日	購入
13	夏智周ら兄弟	夏儒占の子孫（第二家系）夏楚朝、夏耀懷と甥の夏天太、夏相玉、夏玉書、夏玉逢等	申家沖の獅子岩の左側、横埂にある陰地		十八串文		購入
14	夏天元と親族の甥の夏元吉	夏天福、夏天壽、夏天康、夏天寧、夏天富、夏天貴等兄弟	祖先より遺された栗子沖の宗族共有の山を夏天福等の名義で取得する	老齡となり、家が貧窮	三十串文	道光十七年十二月十八日	購入
15	夏良貴ら従兄弟たち	夏朝富	向こう側の弯の陰地		八串	嘉慶十年九月十八日	購入
16	夏天時ら兄弟	高宗亮等	徐家山の陰地		九十二串	嘉慶六年六月十五日	購入
17	夏金榜ら兄弟	夏啓元、夏後元兄弟	鋪槩の亀型の右側の陰地	母と叔母等の指示	九十錢四串文	道光二十四年冬月十八日	購入
18	夏永發ら兄弟	夏其祥	清水塘の住居の後ろ側の陰地		三串文	咸豐三年三月二十六日	購入
19	仕禹公の子孫	夏雲峰	先父が購入した虎型の花地二所および周圍の荒地		六串文	嘉慶二十一年八月十八日	購入
20	叔父の周理占、兄の周載光、弟の周廷勳、甥の周文坊・周文域（第四家系）	夏天富、夏宏載と甥たち	竹林の槩の住居の後ろ、右側の山地		九七錢十八串	雍正八年十月四日	購入

21	夏錦銘親族の甥	傅常安	父の得分は、黄氏河青台関および西安項分、店左の基坪一段、店の後ろの荒れた山、並びに道沿いの小田一坵に及ぶ		九八錢三十串文	嘉慶九年十二月四日	購入
22	夏学韓、夏光烈、夏均川、夏輝漢(第四家系)	文楚懷と息子たち	徐家山の荒山一所		六十串文	嘉慶二十一年八月十日	購入
23	夏立松、夏立本	晏前裕	祖先より遺された鉄官鞭松山	資金なし	四十串文	道光二十年十月二十四日	購入
24	(実兄)夏立松	夏立本と息子の夏祖珍、夏祖照	得分は龍井塙の住居白虎棠の陰地(その半ば)に及ぶ		八十串文	咸豊十一年十二月四日	購入
25	夏応臺、夏雲臺、夏金臺(第三家系)	林応昌	林応昌の陰地		十八串文	道光二年十二月二十日	購入
26	夏履謙子孫	夏蘭池、夏宗孔、夏永沢兄弟	新塘塙系の履謙祖の得分として、私有山地があり、祖妣田孺人を埋葬した		第四家系からの公費配分若干	咸豊七年	購入
27	夏柵	丁正元	滴水岩の先祖の墓の右側の私有山地の陰地		一十二串	道光二十四年八月十二日	購入
28	夏履玉子孫	汪遠貞、汪原懷、汪遠観、汪継全(第四家系)	住居の後ろ側の陰地		九十錢三十六串文	道光二十年十一月二十二日	購入
29	夏槐ら兄弟(第三家系)	商錫祚	岡背塙の右側、麻地塙の先祖の墓のあたりの荒れた山	家計貧困により遺産を売却	九十錢二十七串	咸豊七年十二月八日	購入
30	夏槐ら兄弟(第三家系)	夏雲東、夏雲南ら第二家系の祖先	夏連塙の月型の右側、山の後背の陰地		三十串錢	咸豊七年	購入
31	夏金魁兄弟	李友人、李維良等(第二家系)	宏山寨上の窪地において、東祖山の中脊陰地、両脇の水田三斗、大小の坵数は問わず、大小の樹木および荒地・耕作地をすべて含む	祠堂建設により費用を支払う	五十串文	嘉慶六年五月二十八日	購入

32	夏金鳴と甥の夏楚順	朱善彰兄弟	住居の向こう側の松山の陰地	別品を購入することで費用を支払う	二十二串文	道光十三年十一月二十八日	購入
33	夏登元	陳正貴と甥	陳家塢の家屋の向こう側、青龍漿の陰宅		九十錢二十五串	咸豐九年十二月一日	購入
34	夏義興	夏瑞蘭	得分は葉家坂松山の一面に及ぶ		九十錢五十串文	咸豐九年六月十日	購入
35	夏義興	夏瑞蘭	葉家坂松山の荒田		九十錢二十串	咸豐十一年十二月二十二日	宗族内での購入
36	夏滌漣、夏籌海兄弟	熊国梁、熊国柱、熊国賢	馮家沖西首山、稍箕塢と名づく	両家の良好な関係により譲渡	八十串文	道光十六年十月二十四日	親交による購入
37	(夏氏) 宗族内の弟夏天相	夏全華兄弟	牛角地の私有山地、夏全華兄弟等より古い墓の右側に、二基の墓穴を寄贈した	族人より低額にて譲渡される		同治元年九月一日	宗族内での贈与

上記の表からわかるように、これら 37 件の陰宅墓地に関する契約のうち、32 カ所の陰宅風水は夏氏一族が購入したもので、1 件は他氏族からの譲渡、3 件は寄付による葬地、1 件は取得理由不明（おそらく元の所有者の一族が断絶した後に夏姓が取得）となっている。麻城夏氏が墓地を購入した時期を見ると、1 件が明代末期に購入され、8 カ所が清代中期（康熙・雍正・乾隆・嘉慶）、26 件が清代末期（道光・咸豐・同治・光緒・宣統）に締結され、2 件は取得時期不明である。売主の類型で区分すると、夏氏族内での墓地譲渡は 14 件、他の 23 件は李姓・盛姓・甘姓・沈姓・蕭姓・詹姓・傅姓・徐姓・羅姓・龔姓・高姓・文姓・晏姓・林姓・丁姓・汪姓・商姓・朱姓・陳姓・熊姓など他姓からの購入であった。以上より、寄付や交換に比べ、他姓の宗族からの契約購入が麻城夏氏の墓地拡大の主要手段であったことがわかる。

さらに夏氏と他姓宗族が結んだ 26 件の墓地契約における譲渡理由を見ると、盛氏・羅氏が道光年間に墓地を寄贈した 2 件、熊氏が道光 16 年（1836）に墓地を譲渡した 1 件を除き、残り 17 姓のうち 11 件は理由不明、蕭姓は一族衰退による喪失と記している。残る 8 件では、李士昇・甘家訓は負債により、傅之金ら叔侄は軍費調達のため、晏前裕は資金不足で、商錫祚は資金繰りのため、詹広順兄弟・朱善彰兄弟は他事業の資金調達のため、李友人・李維良らは祠堂建設資金のため、それぞれ祖先伝来の墓地を売却していた。これにより、経済的困窮が他姓宗族の墓地売却の要因であったことが判明する。

以上の内容をまとめると、麻城夏氏は明代から清初にかけて宗族組織を整備し、清代中後期には人口・族産を拡大して在地大族となった。一方で蕭姓は完全に衰退し、李姓・甘姓・晏姓・商姓などは経済的困窮から先祖より継承された地を手放していった。このような宗族間の発展格差から、長期の競争を経て、在地社会では単姓宗族村落、あるいは少数の有力姓氏による共同居住

形態が形成されていく過程が推測される。

## おわりに

鄂東地域に広く伝わる「江西移民の始祖が風水に精通し、墓地の風水を巧みに占った」という言説は、江西移民宗族が鄂東で人口的優位を占める社会状況と関連している。風水信仰は江西移民宗族の繁栄を象徴するものであり、具体的には顕著な科挙の合格実績と富の蓄積増加に現れている。人口の急増に伴い、土地占有を中心とした資源競争は山林・湖沼など多様な生産手段の収奪へ拡大し、貧富格差も深刻化した。風水をめぐる象徴資本の争奪は、本質的に限られた資源の獲得競争であると同時に、宗族間の勢力争いでもあった。さらに風水墓地は宗族の特殊な土地財産として、豊かな文化的象徴性が付与された。鄂東宗族の風水観念は、生者と死者の血縁継続性を表現しており、現世の子孫は祖先の遺骨を適切に安置し、祭祀を通じて祖先の満足を得ることが祖霊加護の鍵と認識されていた。また明清期には、民間の墓祭儀礼が隆盛する中で、陰宅としての墓地は祠堂と並び宗族祭祀の重要なシンボルとなった。

宗譜に収録される墳山売買契約は、村落宗族の実態分析に有効な史料である。前述の麻城夏氏墓地契約の分析から、村落内、宗族間には深刻な発展格差が存在し、一方の宗族が勢力を拡大する過程で他宗族が衰退する非対称性が明らかになった。そこからは時を経るにつれ、宗族間の激しい併合競争が進み、最終的には単姓宗族村落、あるいは少数の有力姓氏による共同居住形態が地域社会に形成されていく歴史的プロセスが浮かび上がる。

